令和5年第1回定例会

防災環境産業委員会資料

1	令和4年度	県出資法人等経営評価結果の概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	令和5年度	県民生活環境部主要施策体系 •									•	3

令和5年3月14日県民生活環境部

〇経営評価結果の概要

令和4年度の経営評価の結果は、次のとおりである。

₹ /T	法人数		内	訳		令和3年度
評価区分	(構成比)	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人	法人数との比較
概ね良好	2 4 (73%)	4	1 4	4	2	+ 2
改善の余地あり	5 (15%)	0	2	2	1	1
改善措置 が必要	3 (9%)	0	0	1	2	1
大いに改善を要 する又は緊急の 改善措置が必要	1 (3%)	0	0	1	0	_
合 計	3 3	4	1 6	8	5	_

(注) 1 法人数

- ・対象外となった法人 ▲1法人 (株) 茨城放送 (R3評価:改善の余地あり)
- ・新たに対象となった法人 + 1 法人 (公社) 茨城県森林・林業協会 (R 4評価: 概ね良好) ※同法人は令和4年4月1日付けで合併により発足したことから、令和3年度決算がないため、今回の経営評価は、 合併前の法人のうち援助法人に該当する旧(公社) 茨城県林業協会の決算を対象として実施。
- 2 評価区分に変更があった法人 1法人 (株) ひたちなかテクノセンター 「改善措置が必要」→「概ね良好」

令和5年度 県民生活環境部主要施策体系

1 生活関連施策 — -- (消費生活の安全確保) 地方消費者行政強化事業 消費生活センター運営費 消費者行政推進費 エシカル消費普及事業 (安全なまちづくりの推進) 交通安全県民運動事業 交通安全教育事業 高齢者の交通事故防止総合対策事業 性暴力等被害者支援事業 (男女共同参画の推進) 男女共同参画の総合的推進 ダイバーシティ推進センター事業 ダイバーシティ推進・啓発事業 (多文化共生・県民協働の推進) 国際化・多文化共生社会推進事業 地域日本語教育の体制づくり推進事業 旅券事務費 茨城助け合い運動推進事業 県民活動推進事業 2 文化・スポーツ (文化振興施策の推進) 関連施策 茨城県芸術祭開催事業 文化の担い手育成事業 いばらき文化芸術創造・発信事業 アクアワールド茨城県大洗水族館施設整備事業 -(スポーツ振興施策の推進) 県生涯スポーツ推進事業 りんりんスクエア土浦施設運営費 サイクルツーリズム推進事業 つくば霞ケ浦りんりんロード誘客促進事業 3 環境関連施策 (地球温暖化対策等の推進) 環境学習支援事業 環境保全県民運動推進事業 気候変動対策推進事業 いばらきエコスタイル広報啓発事業 CO。削減自発的実践促進事業 事業所向け省エネ対策推進事業 再生可能エネルギー普及推進事業 自立・分散型エネルギー設備導入補助事業

電気自動車等充電設備整備事業

(自然環境の保全・活用等) 自然公園施設管理整備事業 筑波山快適空間創造事業 生物多様性保全推進事業 鳥獣保護対策事業

- (循環型社会づくりの推進)

循環型社会形成
一般廃棄物対策
産業廃棄物対策
不法投棄対策
産業廃棄物処理施設確保対策
いばらきフードロス削減プロジェクト推進事業

- (霞ヶ浦などの湖沼環境の保全) 浄化槽普及推進事業 霞ケ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業 霞ケ浦・北浦点源負荷削減対策事業 霞ケ浦・北浦等アオコ対策事業 霞ケ浦環境体験学習推進事業 牛久沼水質保全対策事業 涸沼水質保全対策事業 水環境調査研究事業

(身近な地域環境の保全)大気汚染監視観測対策事業水質汚濁監視観測事業 騒音・振動対策事業 化学物質管理対策事業 土壌汚染防止対策事業

令和5年第1回定例会

防災環境産業委員会資料

1	È	主な事務事業等の経過	
	(1)	アクアワールド茨城県大洗水族館における入場料金の改定について・・	2
	(2)	百里基地における他国との共同訓練等の実施について・・・・・・・	3
	(3)	茨城助け合い運動推進事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(4)	第4次茨城県環境基本計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(5)	茨城県地球温暖化対策実行計画の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(6)	サイクルツーリズムの推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	4	令和5年度県民生活環境部主要施策の概要	
	(1)	犯罪被害者等支援関連事業(茨城県犯罪被害者等支援計画の策定についてを含む)・ 1	1
	(2)	ダイバーシティ推進・啓発事業・・・・・・・・・・・・1	6
	(3)	令和5年度森林湖沼環境税活用事業・・・・・・・・・・・1	8
	(4)	新最終処分場整備関連事業・・・・・・・・・・・・・・・1	9
	(5)	サイクルツーリズム推進事業・・・・・・・・・・・・・・2	4
3	수	合和5年第1回定例会提出議案の概要	

令和5年3月14日県民生活環境部

アクアワールド茨城県大洗水族館における入場料金の改定について

生活文化課

1 アクアワールド茨城県大洗水族館の入場料金の改定

公益財団法人いばらき文化振興財団「アクアワールド茨城県大洗水族館管理規程」の一部改正

① 料金改定の内容

種 別	現行料金	改定後料金	増減
大 人	2,000円	2, 300円	+300円
小・中学生	900円	1, 100円	+200円
幼児 (満3歳以上)	300円	400円	+100円

※各種割引制度の割引率等は据え置き

② 改定日:令和5年3月21日(火・祝日) ※改修した屋外エリアの一般公開日と同日



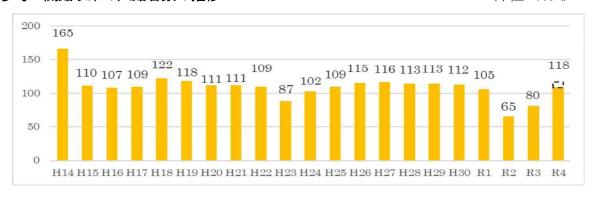
(単位:万人)

2 料金改定の経緯

- ① 水族館の最近の動き
- ・近年、水族館では、令和2年度の大規模リニューアル、令和3年度の20周年記念事業を契機とした音と光の演出強化によるライブショーの刷新、夜の定期営業などの魅力向上策を展開。
- ・また、希少なサメ「シロワニ」の国内初となる繁殖成功や水族館の職員による新種のクラ ゲ「オトヒメクラゲ」の発見及び世界初展示などの研究実績も話題に。
- ② 物価高騰等不透明な事業環境
- ・令和3年秋以降、電気代を始め様々な物価高騰が続いているところ。 [光熱水費・燃料費] R2実績 1.7億円、R3実績 1.9億円、R4見込 3.2億円、R5見込 5.1億円
- ・水族館は、毎年100万人以上の方に通年で快適に利用いただくための空調設備、生体展示に要する5千トン以上の水を維持するための循環・浄化等設備を数多く保有する施設であり、電気代等物価高騰の長期化が懸念。
- ③ 全国の水族館における入場料金の状況
- ・令和2年以降、全国の13園館が料金を改定。(近く、さらに3園館で、料金改定を予定)
- ・なお、これらの事例において、大人300円の値上げが半数近い6園館。

+300円	+250円	+200円	+150円	+100円
八景島(73300円)、鴨川(73300円)	すみだ	品川(72500円)	海の中道	新江ノ島
鳥羽(12800円)、海遊館(12700円)	(2300円)	仙台(72400円)	(72500円)、	(72500円)
大分(ク2600円)、美ら海(ク2180円)		四国(72400円)	京都(/2200円)	

○参考 開館以来の入館者数の推移



百里基地における他国との共同訓練等の実施について

生活文化課

1 日印戦闘機共同訓練について

概要	日印外務・防衛閣僚会合共同声明 (R元.11.30) に基づき、日印間の相互理
	解の促進及び防衛協力の更なる深化等を目的として実施される、日印戦闘
	機共同訓練 (日本初の日印戦闘機共同訓練)
期間	令和5年1月16日(月)~26日(木)※土日は訓練なし
場 所	百里基地及び周辺空域
参加部隊	印 軍: SU-30MKI 戦闘機×4機、C-17 輸送機×2機、人員 110 名程度
	日本側: 第7航空団(百里)(F-2×4機)、第6航空団(小松)(F-15×4機)、
	人員 60 名程度
訓練内容	各種戦術訓練

(1) 国の対応について

- ① 現地連絡所を令和5年1月10日(火)に設置し、訓練中、戦闘機の離発着等に応じて随時、県や地元市町に対し、情報提供。
- ② 防衛省により周辺市町(かすみがうら市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町)の 各1地点において騒音調査を実施。

その結果、百里基地における過去の共同訓練や通常訓練と比較し、特異な結果は発生していないと、北関東防衛局から説明を受けた。

(2) 県の対応について

- ① 事前説明時(令和4年12月16日)に、北関東防衛局企画部長らに申し入れ。
 - ・県、地元市町への十分な情報提供
 - ・新型コロナウイルス感染症対策
 - ・訓練中の事故防止の徹底
 - ・騒音による被害の低減
 - ・インド軍による事故や事件の防止の徹底
- ② 訓練期間中
 - ・知事部局、警察本部の関係各課で連絡共有体制を構築。
 - ・地元市町等と情報を共有するとともに、県ホームページに情報を掲載。

2 加空軍との共同演習(机上演習)について

概	要	日加宇宙部隊間の相互理解の促進、宇宙領域把握に係る連携要領の確立、日
		加防衛協力体制の強化を目的として実施される、日加宇宙部隊間の共同演
		習(日本初の日加宇宙部隊間共同演習)
期	間	令和5年3月6日(月)、7日(火)
場	所	府中基地 (東京都)
		※加空軍輸送機の離発着で百里基地を使用(3月4日(土)及び7日(火))
参加	規模	加 軍: 7SOPS (7th Space Operations Squadron) 人員 20 名程度
		CC-150 輸送機×1機
		日本側:宇宙作戦群(府中)
訓練	内容	机上演習

茨城助け合い運動推進事業について

女性活躍・県民協働課

○ 茨城県企業連携型NPO活動支援事業【R4新規】

(1)目的

県と企業が協調して地域貢献活動を行うNPOを支援することにより、企業とNPOとのつながりを創出し、民間企業と団体が連携して行う地域課題解決に向けた取組を促進する。

(2) 実施状況

- ① 支援決定事業 30事業(寄付協力企業 10社以上)
- ② 支援総額 7,000 千円 (うち県助成額3,500 千円、企業寄付額3,500 千円)
- ③ 事業実績等
 - ・ 「水辺の清掃活動」「子ども食堂、フードパントリーへの食材支援」など、 環境や青少年・子どもの健全育成、防災・安全などの分野の活動に対して助 成を実施。寄付協力企業の社員が、NPOの環境美化活動に参加するなどの 連携も行われた。
 - ・ 既に事業が完了した「無料学習支援」「環境講座」の参加者からは、助成 企業に対し感謝のコメントが寄せられるとともに、事業を実施したNPOか らは、「企業との結びつきができたことは大変心強く、活動を一層高めてい くうえで大いに勇気づけられた」等の感想があった。

【支援事業の様子】







フードパントリー



白然体験活動

<参考>提案型共助社会づくり支援事業(R1~)

喫緊の地域課題の解決に新たに取り組むNPO、企業等を対象とした提案型の助成事業(事業費:500万円以内(うち助成額2/3以内))

※R4年度は8団体に助成金を交付し事業を実施

第4次茨城県環境基本計画の策定について

環境政策課

1 計画策定の理由

現計画(平成25年度~令和4年度)が今年度をもって終了することから、令和5年度を初年度とする次期計画を策定する。

2 計画の位置づけ

「茨城県環境基本条例」第9条に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画。

3 計画案の概要

(1) 計画期間

令和5年度(2023年度)から概ね10年間

(2) 主な記載事項

「茨城県環境基本条例」の基本理念に基づき、県民、民間団体、事業者及び行政が各々の役割分担と協力のもと、豊かな環境を保全・創造し、次の世代へ継承していくため、長期的な目標、施策の大綱、施策の推進方策などについて定めた計画。

ア 計画策定の基本的事項

- ・計画策定の背景
- 計画策定の基本的な考え方
- ・計画の性格と役割
- ・各主体の役割
- ・計画の期間

イ 基本目標

本計画における環境の将来像を「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」と定めるとともに、次の5つの基本目標を設定。

- ・脱炭素社会の実現
- ・循環型社会の実現
- ・自然と共生する社会の実現
- ・霞ヶ浦などの湖沼環境の保全と共生
- 身近な地域環境の保全

ウ 施策の推進

基本目標を実現するため、次の8つの施策の柱を設け、それぞれの柱ごとに 施策を展開。

- ・地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進
- 地域環境保全対策の推進

- 湖沼環境保全対策の推進
- ・循環型社会づくりの推進
- ・生物多様性の保全と持続可能な利用
- ・快適で住みよい環境の保全と創出
- ・各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進
- ・環境の保全と創造のための基本的施策の推進

エ 計画の推進

本計画に掲げられた環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するため、PD CAサイクルを活用して進行管理を実施。

4 策定経過

令和4年 2月18日 茨城県環境審議会へ諮問

7月11日~ 茨城県環境基本計画策定小委員会にて審議

12月20日~ パブリックコメントの実施(30日間)

令和5年 2月22日 茨城県環境審議会から答申

3月下旬 計画策定(予定)

茨城県地球温暖化対策実行計画の改定について

環境政策課

1 計画改定の理由

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)及び気候変動適応法に基づく計画であり、国が、地球温暖化対策推進法を改正し(R4.4.1 施行)、「2050 年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付けたことなどを踏まえ、県の温室効果ガスの削減目標等を見直し、地球温暖化対策の充実を図るため、現行計画(平成 29 年度~)を改定する。

2 計画の位置付け

- ・「地球温暖化対策推進法」第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画
- ・「気候変動適応法」第12条に基づく地域気候変動適応計画

3 計画改定案の概要

(1) 計画期間

2023 (令和5) 年度~2030 (令和12) 年度(8年間)

(2) 主な記載事項

国の「地球温暖化対策計画」や「気候変動適応計画」などに即して、本県の地域特性を踏まえた温室効果ガスの排出削減対策や、気候変動適応策に係る県の取組などについて定めた計画。

ア 地球温暖化の現状

気候変動による平均気温の上昇、年間猛暑日の増加などの影響について記載。

イ 温室効果ガス削減目標(基準年度 2013 年度、目標年度 2030 年度)

各部門ごとに取組を進めていくことが重要であるため、各主体が温室効果ガスの削減に取り組みやすいよう、本県の温室効果ガスの削減目標を部門ごとに、目標を設定。

部門	削減目標
産業部門 CO ₂	▲38%
業務部門 CO ₂	▲ 51%
家庭部門 CO ₂	▲ 66%
運輸部門 CO ₂	▲ 35%
エネルギー転換部門 CO ₂	▲ 47%
その他ガス(非エネルギー起源 CO ₂ 、メタン、N ₂ O)	▲ 14%
HFC 等 4 ガス(フロン類)	▲ 44%

[※] 国の削減目標を踏まえ、国と同等の削減率となるよう設定。

ウ 温室効果ガス排出削減対策

産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門の4部門における取組に加え、分野横断的な再生可能エネルギー等の利用促進、循環型社会の形成、森林吸収源対策等の取組を推進。

エ 気候変動への適応策

農林水産業分野、自然災害・沿岸域分野、水環境・水資源分野、自然生態系分野、健康分野、県民生活分野、産業・経済活動分野の7分野について、地域特性に応じた取組を推進。

オ 計画の推進体制

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、PDCAサイクルを活用して進行管理を実施。

カ 促進区域設定に関する基準

再生可能エネルギーの導入を促すための「促進区域」を、市町村が設定する際の基準を設定。当該基準には、防災、景観、自然環境の保全等の観点から「再生可能エネルギーの導入に適さないエリア」や「環境配慮事項」を規定。

4 改定経過

令和4年2月18日 茨城県環境審議会へ諮問

7月7日~ 茨城県地球温暖化対策実行計画改定小委員会にて審議

12月20日~ パブリックコメントの実施(30日間)

令和5年2月22日 茨城県環境審議会から答申

3月下旬 計画改定(予定)

サイクルツーリズムの推進について

スポーツ推進課

1 台湾サイクリングロードとの友好交流協定

台湾サイクリングロード16線の一つである「旧草嶺環状線自転車道」と、本県「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の相互の観光誘客を推進するための協定を締結。

- 【日 時】令和5年2月7日(火)13:20~(現地時間)
- 【場 所】福隆ビジターセンター(台湾・新北市)
- 【参加者】○つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進 協議会長 大井川 知事
 - ○茨城県国際交流協会 根本 理事長
 - ○友好交流アンバサダー 一青 妙 氏
 - ○大東北角観光圏 馬 召集人(東北角 及び宜蘭海岸国家風景区管理処 処長) ほか大東北角観光関係者約50名
- 【内 容】○双方代表による観光友好交流協定書署名
 - ○桜満開のつくば霞ヶ浦りんりんロードの 映像を使用したVRサイクリングを一青 氏と相手先 呉 副処長が体験披露
 - ○現地関係者とともに協定対象となる自転 車道(約20km)の記念ライド実施
- 【予 定】今後、双方の集客施設等で相互のサイクルルートへの誘客プロモーションを実施するほか、サイクリスト間の交流も促進





2 VRサイクリングによる誘客

- ・ つくば霞ヶ浦りんりんロードの走行風景について4K画像で撮影し、筑波山方面と霞ヶ浦方面の2コースをバーチャルサイクルアプリ「Fulgaz (フルガス)」で本年2月から公開(※)
- ・ 世界中の対応機材で桜満開のつくば霞ヶ浦りん りんロードのバーチャルサイクリング体験が可能



※下記URLでサンプル動画を公開中

https://fulgaz.com/fulgaz-rides/?fg_ride=9805254f3fd4ea178a0facde https://fulgaz.com/fulgaz-rides/?fg_ride=ff54aa22538982ded0fd3c45

3 受け入れ環境の整備(サイクルステーション整備支援)

サイクリストの休憩等に利用できる「サイクルステーション」の整備を支援(2件)

- (1) イバフォルニア・ベース サイクルステーション (ひたちなか市阿字ケ浦町) 12月1日オープン
- (2) SAKURAGAWA URIBOU CYCLE STATION(桜川市真壁町桜井) 3月25日オープン予定

SLOWLY STYLE ADJEAURA

4 今後の誘客イベント

(1) 土浦レイクサイドバイクロア

自転車レースやキャンプなどの様々なアクティビティが楽しめ、地元の食事や物販も充実した総合野外イベントを開催

【実施日】令和5年3月18日(土)、19日(日)

【場 所】霞ヶ浦総合公園

【主 催】株式会社アトレ ※県補助事業



(2) 石岡獅子頭ライド2023

石岡市内を巡るサイクリングイベント

【実施日】令和5年3月18日(土)

【場 所】石岡市役所を起点に市内を一周するコース

【主 催】石岡市サイクリングイベント実行委員会

※ゲストライダーとしていばらきサイクリングナビゲーターを派遣

(3) TXサイクルトレイン

つくばエクスプレス初の、車内に自転車を持ち込める「サイクルトレイン」の実証 実験を実施

【実施日】令和5年3月25日(土)

(往路) 南千住(8:03発) ~八潮(8:16発) ~研究学園(8:54着)

(復路) 研究学園 (16:21発) ~ 八潮 (16:51着) ~南千住 (17:07着)

【定 員】72名(1両12名×6両編成)

【主 催】首都圈新都市鉄道株式会社



(4) 台北サイクルショー出展

台湾最大のサイクルショーに出展し、本県のサイクルツーリズムをPR

【開催日】令和5年3月22日(水)~25日(土)

【場 所】南港エキシビションセンター(台湾・台北市)

【主 催】台湾貿易センター(TAITRA)(日本のジェトロに相当)

主要事業等の概要(案)

県民生活環境部生活文化課 福祉部福祉政策課 教育庁学校教育部義務教育課 警察本部警務部警務課

		<u> </u>
事第	美名又は議案の	犯罪被害者等支援関連事業
	名 称	(茨城県犯罪被害者等支援計画の策定についてを含む)
1	予 算 額	直接的に被害者支援を目的とするもの 19 百万円
		間接的に被害者等支援につながる関連施策を含む総額 1.252 百万円
2	 現況・課題	○ 令和4年3月に施行された「茨城県犯罪被害者等支援条例」第8条の規
~	况 7 休 0	□ 〒和4年3月に他们された「次城県北非板青有寺文後栄例」第 0 米の版 定に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進す
		たに 差づさ、 犯非
		○ 同計画では、令和4年11月に施行された「茨城県性暴力の根絶を目指す
		条例」第6条の規定に基づき、性暴力による被害の特性に応じた具体的施
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	策についても示すこととされている。
3	必要性・ねらい	○ 犯罪被害者に対する支援体制を充実するとともに、支援への理解促進や ************************************
		被害の未然防止に資する広報・教育を強化するなど、各種犯罪被害者支援
		施策を推進する。
	** o + +	○ また、性犯罪加害者への社会復帰支援を行い、再犯防止を図る。
4	事業の内容	【対応状況】
	(事業フロー、	○ 学識経験者、医師、弁護士等の有識者を構成員とした「茨城県犯罪被害
	年次別・全体	者等支援施策検討委員会」を令和4年7月に設置し、「茨城県犯罪被害者等
	計画等)	支援計画」の策定に向け、専門的な見地から審議を行っている。
		○ 令和4年11月から12月にかけて支援計画案のパブリックコメントを実施
		し、その結果や検討委員会での審議状況等を踏まえ、令和5年3月末まで
		に支援計画を策定する予定。
		【支援計画について】
		○ パブリックコメント実施結果
		・意見者: 5人
		・意見件数:37件(計画、県の取組に関する要望27件、質問10件)
		→計画反映13件、今後の参考とする12件、担当部署へ回付2件
		○ 支援計画概要
		[計画期間] 令和5年度~令和9年度
		[基本方針] 犯罪被害者等支援に携わるすべての機関が連携した途切れの
		ない支援の推進
		[目標達成のための指標]
		・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度(現状6.9%→令和9年度30%)
		・いばらき被害者支援センターの認知度(現状9.7%→同上)
		・性犯罪・性暴力被害者相談窓口の認知度(現状7.5%→同上)
		・弁護士会との連携による早期被害者支援(現状1件→令和9年度10件)
		[主な記載事項]
		・重要テーマ① 支援等のための体制整備
		・重要テーマ② 精神的・身体的被害の回復・防止
		・重要テーマ③ 損害回復・経済的支援
		・重要テーマ④ 犯罪被害者等を支える地域社会の形成
		・性暴力被害の特性に応じた支援
1		

【実施事業の内容】

○ 犯罪被害者等支援関連事業 直接的に被害者支援を目的とするもの

【令和5年度予算額 19百万円】

間接的に被害者等支援につながる関連施策を含む総額

【令和5年度予算額1,252百万円】

○ 令和5年度予算における犯罪被害者等支援関連事業に係る予算総額

(単位:百万円)

			予算	草額
	施策区分	施策の内容 (主なもの)		直接的
				支援施策
	重点テーマ①	・いばらき被害者支援センター	582	10
被	体制整備	・学校における各種相談	362	10
害	重点テーマ②	・医療費等の公費負担	232	6
者	回復・防止	・被害者の一時避難・一時保護	232	O
支	重点テーマ③	・国の犯罪被害給付金制度運用	337	
援	経済的支援	・雇用・住居の安定	337	_
	重点テーマ④	・支援窓口や二次的被害の防止	90	3
	地域社会の形成	の広報啓発	90	3
		小 計	1, 241	19
	性犯罪の再	犯防止 (加害者関係)	11	
		合 計	1, 252	19

5 参考事項

(過去の実績、 他県の状況、 関連データ 等)

<直接的な被害者支援施策の主な内容>

- ①いばらき被害者支援センター運営支援(10) [警察本部、県民生活環境部]
 - ・電話、メールによる相談受付 → 面接、病院への付き添い支援 等
 - ・24時間365日体制の性暴力被害者ワンストップ支援窓口
- ②医療費等の公費負担(6) [警察本部、県民生活環境部]
 - ・身体犯被害者等に係る初診料、診断書料
 - •緊急避妊処置費用、性感染症検査料、人工妊娠中絶費用
 - ・回復期のカウンセリング費用
- ③国の犯罪被害給付金の迅速支給(-)〔警察本部〕(※被害者へは直接支給)
- ④犯罪被害者支援広報(3)〔警察本部、県民生活環境部〕
 - ・被害者支援窓口の広報(中高生向けカード等)
 - ・二次的被害防止の啓発(事業者向けチラシ等)

<令和5年度における主な取組強化>

- (1) 県弁護士会との連携による被害者支援〔警察本部〕
 - ・令和4年11月に県警、県弁護士会により協定を締結(令和5年度運用開始)
 - ・重大事件の発生時に、弁護士が、被害者家族へのマスコミ取材対応の代理や刑事裁判での被害者参加制度の教示等について、被害直後から支援
- (2) 学校における被害の未然防止の取組と支援体制の充実〔教育庁〕
 - ・「生命(いのち)の安全教育」について、令和5年度から全校実施するとと もに、指導の好事例を各学校に周知
- (3)被害者支援に関する広報啓発の強化 [県民生活環境部]
 - ・事業者や中高生に向けた支援窓口の認知度の調査、SNSによる二次的 被害防止の呼びかけ等、両条例や支援計画の趣旨の普及のための広報啓 発を実施

茨城県犯罪被害者等支援計画 (案)の概要

第1 計画の基本的な考え方

〇経緯・趣旨

茨城県犯罪被害者等支援条例第8条に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画 的に推進するための計画

〇計画の目標

関係機関が連携し、犯罪被害者等が抱える問題やニーズに応える支援の推進や体制整備

〇計画の期間・進行管理

令和5年度から令和9年度まで(5か年)

毎年度、支援施策の実施状況の点検、有識者による施策の検証

第2 県内情勢と犯罪被害者等を取り巻く現状

〇県内における犯罪等、相談の現状

刑法犯認知件数は減少傾向

いばらき被害者支援センター等への相談、DVや児童虐待に関する相談は増加傾向

○犯罪被害者等を取り巻く現状

犯罪被害により、心身に様々な問題を抱える

性犯罪やDV等被害は、自責感等から被害が潜在化してしまう傾向

〇県民の意識調査(いばらきネットモニターアンケート:回答者数:596名)

犯罪被害者等支援に関する施策の認知度は低い(施策を知らない:56.5%)

犯罪被害者等支援の関心度は高く、重要性も強く認識(関心度:65.9% 重要性:93.2%)

第3 犯罪被害者等支援施策の基本方針等

〇基本方針

『犯罪被害者等支援に携わるすべての機関が連携した途切れのない支援の推進』

○重点テーマ

- ①支援等のための体制整備 … すべての機関が連携した中・長期的な支援 方向性→部局横断的な広報による相談窓口の認知度向上
- 各機関が連携した相談体制の充実、相談対応職員の資質向上 ②精神的・身体的被害の回復・防止 … 一時避難や適切な支援により回復・軽減

方向性⇒犯罪被害者等のニーズに沿った支援制度の活用

関係機関が連携した犯罪被害者等の安全確保

③損害回復・経済的支援 … 犯罪被害者等のニーズに沿った経済的支援 方向性→積極的、効果的な支援制度の活用

事業者への二次的被害に関する理解促進

④犯罪被害者等を支える地域社会の形成 … 二次的被害に配慮した地域社会の形成 方向性⇒二次的被害が発生しない地域づくり

犯罪被害者等支援に関する教育の推進

○目標達成のための指標(令和4年度⇒令和9年度) 全4項目

- ・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度 6.9% ⇒ 30%
- ・いばらき被害者支援センターの認知度9.7% ⇒ 30%
- ・性犯罪、性暴力被害相談窓口の認知度 7.5% ⇒ 30%
- ・県弁護士会と警察本部の連携による早期支援 1件(R4.10現在) ⇒ 10件

第4 具体的施策

重点テーマ① 支援等のための体制整備

○相談、情報の提供等【第9条】

ホームページやリーフレット等による情報の提供

県、警察、いばらき被害者支援センターにおける各種相談等の対応

○人材の育成【第16条】

各機関において相談に対応する職員向けの研修

〇民間支援団体に対する支援【第17条】

いばらき被害者支援センターへの財政支援と連携・協力 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力

重点テーマ② 精神的・身体的被害の回復・防止

○心身に受けた影響からの回復【第10条】

医療費等の公費負担制度

スクールカウンセラー等の活用による支援

○安全の確保【第11条】

宿泊施設等における一時避難

児童相談所及び女性相談センターによる一時保護

重点テーマ③ 損害回復・経済的支援

○居住の安定等【第12条】

避難にかかる宿泊費用及びハウスクリーニング費用の公費負担 県営住宅への優先入居等

○雇用の安定等【第13条】

安全なまちづくり推進会議における二次的被害防止に関する理解促進 いばらき労働相談センターにおける労働相談

○経済的負担の軽減【第14条】

医療費等の公費負担制度

犯罪被害給付制度等の運用

重点テーマ④ 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

○県民の理解の増進【第15条】

犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発

県内の学校における教育や講演会等の開催による意識醸成

第5 性暴力被害の特性に応じた支援

〇課題と方向性

課 題:心身の回復及び被害の潜在化防止に向けた支援の質の向上と相談窓口の認知度向上 方向性:若年層からの性暴力の被害者支援や根絶に関する意識醸成と各施策の適切な推進

〇性暴力被害の特性に応じた支援施策

- ・総合的な相談体制の整備等・・・・・・・・各機関における各種相談等の対応や公費負担制度
- ・性暴力の根絶に資する総合的な教育・・各機関における教育や講演会の開催
- ・性暴力の根絶に関する広報啓発・・・・・ 各週間、月間、運動における広報啓発
- ・被害者の安全な居住の確保・・・・・・・宿泊施設への一時避難、一時保護施設における保護



犯罪被害者等支援関連事業



直接的に被害者支援を目的とするもの

【R5当初予算額

19百万円】

間接的に被害者等支援につながる関連施策を含む総額

【R5当初予算額 1,252百万円】

県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室 (029-301-2842) 福祉部福祉政策課人権施策推進室 (029-301-3135)

教育庁学校教育部義務教育課生徒支援・いじめ対策推進室(029-301-5229)
繁変大朝(020-201-0110)、繁変知繁変調和思想実表支援党(内領2671)

警察本部(029-301-0110)警務部警務課犯罪被害者支援室(内線2671)

犯罪被害者に対する支援体制を充実するとともに、支援への理解促進や被害の未然防止 に資する広報・教育を強化するなど、各種の犯罪被害者支援施策を推進します。 また、性犯罪加害者への社会復帰支援を行い、再犯防止を図ります。

条例 犯罪被害者支援関係事業 |※**「茨城県犯罪被害者等支援計画」**(計画期間:R5~R9)を策定、PDCAにより進行管理 <施策区分> <主な施策の内容> 注:[教]は教育関係施策を表す 〇茨城県犯罪被害者等支援条例 (令和4年茨城県条例第20号) ◇いばらき被害者支援センター運営費(10)・電話、メールによる相談受付・24時間365日対応の性暴力被害者支援窓口 重点テーマ(1) ◇「いばらき虐待ホットライン」による児童虐待に係る相談対応・通告受理(29) 第8条 計画策定 支援等のための体制 ◇女性相談センターにおけるDV被害に係る相談対応(12) 整備 ◇「教「子どもホットライン」、「いばらき子どもSNS相談」等による児童生徒の悩み等に関する相談対応(85) 第9条 相談、情報提供等 (582) ◇[教]スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談対応・支援(384) 第16条 人材の育成 重点テーマ(2) ◇医療費等の公費負担(6)・身体被害に係る初診料、診断書料・緊急避妊処置費用、性感染症検査料、妊娠中絶費用 第17条 民間支援団体に対する支援 精神的•身体的被害 •DV·ストーカー被害者の安全確保のための民間宿泊施設への一時避難経費 (232) ◇虐待被害にあった児童やDV被害者に係る児童相談所、女性相談センターによる一時保護(160) の回復・防止 第10条 心身に受ける響からの回復 第11条 安全の確保 ◇国の犯罪被害給付金制度、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の迅速支給(-) 重点テーマ③ ◇自宅が犯行現場となった住宅の清掃経費、宿泊費の公費負担(6: 再計) 第12条 居住の安定等 損害回復·経済的支援 ◇いばらき労働相談センター、いばらき就職支援センターにおける労働条件や就職に関する相談(247) (337) ◇犯罪被害者、DV被害者などの世帯が応募した場合の県営住宅入居当選率の優遇措置(-) 第13条 雇用の安定等 第14条 経済的負担の軽減 重点テーマ(4) ◇SNSや広報紙など各種媒体を通じた犯罪被害者支援窓口や二次的被害の防止などに関する広報啓発③ 犯罪被害者等を支える ◇「教」学校における犯罪被害者等支援に関する教育の推進(21) 第15条 県民の理解の増進 地域社会の形成 (90) ◇「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」(#8891)、県警「勇気の電話」(#8103)における相談対応・支援の充実(7) (上記1)~(4)からの再計) ○茨城県性暴力の根絶を目指す条例 ◇医師会・産婦人科医会との連携による協力病院の確保、医療費等の公費負担(1) 性暴力被害の特性 (令和4年茨城県条例第43号) ◇[教]「生命(いのち)の安全教育」、「性に関する講演会」の推進(-) に応じた支援 性暴力被害の特性に応じた (689) ◇「教「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談対応・支援(384) 支援施策の計画への記載 *太字は直接的に被害者支援を目的とする施策(計19) ◇精神保健福祉センターにおける性依存症に係る相談対応、専門的治療の紹介(4) 第7条 性犯罪者に対する相談対応・支援 性犯罪の ◇人権啓発推進センターにおける「子どもに対する性犯罪者の住居等届出」の受理、相談対応、治療支援等(7) 再犯防止 第8条子どもへの性犯罪者の住居等届出 ※「茨城県再犯防止推進計画」を改定



犯罪被害者等支援関連事業



令和5年度における各種の取組強化(主なもの)

新規

- ◇ 県弁護士会との連携による被害者支援
 - ・令和4年11月に**県警、県弁護士会により協定を締結**。令和5年度から運用開始。
- ・重大事件の発生時に、<u>弁護士が、被害者家族へのマスコミ取材対応の代理・刑事裁判における被害者参加</u>制度の教示などについて、被害直後から支援。
- ◆ 再犯防止・社会復帰のための支援(性犯罪加害者関係)
- 精神保健福祉センターにおいて、アルコール、薬物等の依存症相談事業に性依存症を加え、一元的に対応。
- ・人権啓発推進センターにおいて、「子どもに対する性犯罪者の住居等届出」を受理、相談対応、治療支援等。

拡充

- ◇ 被害者支援に関する広報啓発の強化
 - ・関係団体や学校を通じて事業者や中高生に向けた支援窓口の認知度を調査、Twitterの活用などにより 周囲が被害者に配慮し二次的被害を生まないことの必要性を呼びかけるなど、条例や支援計画の趣旨を 普及するための広報啓発を実施。
- ◇ 学校における被害の未然防止の取組と支援体制の充実
- ・「生命(いのち)の安全教育」について、令和5年度から全校実施するとともに、指導の好事例を各学校に周知。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象とした犯罪被害者支援に関する研修会を実施。
- ◇ 支援体制に係る研修の充実
- ・市町村担当職員向け研修会を拡充し、<u>不用意な言動による二次的被害を生まない対応</u>や、<u>被害者の支援ニーズ</u>を的確に把握するための聞き取り技術に関する講座を実施。
- ◇ 住居支援の拡充
 - 被害者の民間宿泊施設などへの宿泊期間の延長期限を撤廃。
 - ・犯行現場となった住宅の清掃などハウスクリーニングに係る助成額の上限を撤廃。

主要事業等の概要(案)

県民生活環境部 女性活躍・県民協働課

	<u>県氏生活塚境部 女性活躍・県民協側課</u>
事業名又は議案の 名 称	ダイバーシティ推進・啓発事業
1 予 算 額	25,000千円
2 現況・課題	一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、いわゆる「ダイバーシティ社会」の実現は本県の持続的な発展に必要不可欠であるため、県内の企業におけるD&I(ダイバーシティ&インクルージョン)の取組を促進するとともに、県民へのさらなる意識醸成を図ることが重要となっている。
3 必要性・ねらい	ダイバーシティ社会実現に向けて、県内企業等におけるD&Iの取組を促進するとともに、若年層のダイバーシティへの理解促進と県民へのさらなる意識醸成を図る。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計画等)	1 ダイバーシティシンポジウムの開催【新規】 県民向けのシンポジウムを開催し、D&Iのさらなる意識醸成を図る。 【対象】一般県民 【事業内容】 ・D&Iに理解が深い講師による基調講演に加え、多彩な登壇者によるクロストークの実施 2 県内企業等におけるD&Iの推進本県独自の「いばらきダイバーシティスコア」を活用し、県内企業等におけるD&Iの進捗状況の「見える化」を図り取組を促進する。 【対象】県内企業等 【事業内容】 ・モデル企業の取組を学生が取材・発信し県内企業への啓発を推進・「いばらきダイバーシティスコア」を活用した企業コンサルティングを実施(ダイバーシティ推進への底上げ) 3 次世代人材への普及啓発若年層のダイバーシティへの理解促進を目的とした、Web ゲーム「ダイバーシティへの旅 2023」を活用し、次世代を担う若年層を中心に県民の意識啓発を図る。 【対象】小中学生を中心とした一般県民 【事業内容】 ・ダイバーシティゲームの更新(part 2 制作) ・ゲームキャラクターを活用した普及啓発動画の制作
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	・「いばらきダイバーシティ宣言」宣言企業・団体数 181 社・団体(R5. 2 月末現在)



ダイバーシティ推進・啓発事業



【R5当初予算額 25百万円】

(R4当初予算額 20百万円)

県民生活環境部女性活躍・県民協働課

ダイバーシティ推進センター「ぽらりす」(029-233-3982)

ダイバーシティ社会の実現に向けて、県内企業におけるD&I*の取組を促進するとともに、 県民向けのシンポジウムを開催し、D&Iのさらなる意識醸成を図ります。

(*ダイバーシティ&インクルージョン)

1 ダイバーシティシンポジウムの開催(5百万円)【新規】

・ D & I に理解が深い講師による基調講演と多彩な登壇者 によるクロストークを実施

2 県内企業等におけるD&Ιの推進 (16百万円)

- ・モデル企業の取組を学生が取材・発信し、県内企業への 啓発を推進
- 「ダイバーシティスコア」を活用した企業へのコンサル ティングを実施(ダイバーシティ推進への底上げ)

3 次世代人材への普及啓発 (4百万円)

- ・主に小・中学生を対象とした、ダイバーシティの 普及啓発ゲームの更新(part 2 制作)
- ・ゲームキャラクターを活用した普及啓発動画の制作



写真: R3ダイバーシティシンポジウム基調講演 テーマ「100人100通りの働き方」 サイボウズ(株) 青野慶久氏



令和5年度森林湖沼環境税活用事業(案)

Ⅰ 森林の保全・整備

(単位:千円)

事業名〔担当課〕	主な事業内容	歳出額	うち税充当額					
(1)自立した林業経営による適切な	1)自立した林業経営による適切な森林の整備・管理							
いばらきの森再生事業 [林業課]	・経営規模の拡大に意欲的な林業経営体が行う再造林、間伐等 に対する補助	750,000	502,000					
いばらき林業トップランナー育成支援 事業[林政課]	・ICT等を活用したスマート林業による生産能力の向上に取り組む 経営体の育成に対する補助等	150,000	130,000					
種苗生産体制整備事業 [林業課]	・再造林拡大に伴う種子の需要増に応じた採種園の増設、コンテナ苗の生産に係る技術改良	3,000	3,000					
いばらき木づかいチャレンジ事業 [林政課]	・モデルとなる非住宅建築物の木造化に係る補助等	117,800	117,800					
(2)森林環境の保全		397,200	397,200					
海岸防災林機能強化事業 〔林業課〕	・海岸防災林における松くい虫被害対策	130,000	130,000					
森林·林業体験学習促進事業 [林政課]	・森林・林業体験学習の実施	29,587	29,587					
筑波山ブナ林保護対策事業 [環境政策課]	・筑波山におけるブナ林の保護対策	2,417	2,417					
第46回全国育樹祭開催準備事業 〔林政課〕	・全国育樹祭の準備及び開催	235,196	235,196					
	計	1,418,000	1,150,000					

Ⅱ 霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の水質保全

_		内川の小貝体王		
	事業名〔担当課〕	主な事業内容	歳出額	うち税充当額
(-) 生活排水等対策		676,302	638,300
	霞ケ浦流域等高度処理型浄化槽補助 事業〔環境対策課〕	・高度処理型浄化槽設置に対する補助、単独処理浄化槽等からの転換に伴う宅内配管工事費補助等	391,581	391,581
	湖沼水質浄化下水道接続支援事業 [下水道課]	・市町村が行う下水道への接続支援に対する補助	150,300	150,300
	農業集落排水施設接続支援事業 〔農地整備課〕	・市町村が行う農業集落排水施設への接続支援に対する補助	26,000	26,000
	霞ケ浦·北浦点源負荷削減対策事業 〔環境対策課〕	・無利子融資制度による排水処理施設の設置促進や水質保全相 談指導員の配置等による工場、事業場の立入検査等	108,421	70,419
(2	2)畜産対策		53,210	53,210
	良質堆肥広域流通促進事業 [畜産課]	・良質堆肥等を生産するための家畜排せつ物処理施設等の整備への補助や、堆肥等の流域外流通の取組支援	53,210	53,210
(3	3)県民意識の醸成		41,983	41,946
	霞ケ浦環境体験学習推進事業 〔環境対策課〕	・県内小中学生を主な対象とした霞ヶ浦湖上体験学習の実施	28,013	28,002
	水質保全市民活動·環境学習等推進 事業〔環境対策課〕	・市民団体等による水環境保全活動への補助、自然観察会など 環境学習の実施、環境学習の指導者の養成等	11,970	11,944
	漁場環境·生態系保全活動支援事業 〔水産振興課〕	・ヨシ帯の保全活動等を行う漁業者等の団体への支援	2,000	2,000
(2	1)水辺環境の保全		40,430	40,409
	漁業による水質浄化機能促進事業 〔漁政課〕	・未利用魚の回収による窒素・りんの除去	12,930	12,930
	アオコ対策事業 [環境対策課]	・霞ヶ浦流域や千波湖におけるアオコ回収等	3,500	3,500
	霞ケ浦水質環境改善事業 〔環境対策課〕	・霞ヶ浦等の水質改善に向けた試験研究等	24,000	23,979
		811,925	773,865	
		合 計[[+]]	2,229,925	1,923,865

主要事業等の概要(案)

県民生活環境部 資源循環推進課

	<u> </u>
事業名又は議案の 名 称	新最終処分場整備関連事業
1 予算額	1,983,733千円
2 現況・課題	日立市諏訪町で整備する新産業廃棄物最終処分場整備の基本 設計の検討を進めており、設計概要案が概ねまとまった。 本年度内を目途に基本設計を進め、終了後、事業主体である(一 財) 茨城県環境保全事業団が実施設計を行い、令和5年度に着工 し、令和8年度末の供用開始を目指し整備を進めていく。
3 必要性・ねらい	循環型社会の形成や、本県産業の持続的な発展に不可欠な産業 廃棄物最終処分場の安定的な確保に向けて、安全性を最優先とし た地域と共生する施設整備を進めるとともに、整備状況について 住民広報等を行い、処分場に対する理解を深める取組を行う。 また、新最終処分場の供用開始に向け、新設道路の設計・用地 買収を進め、搬入車両の円滑な通行や、地域振興にも資する道路 を整備していく。併せて、整備計画地周辺の道路整備を進める。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	1 新最終処分場整備推進事業【継続】 358,555 千円 ・新最終処分場の整備に対する環境省廃棄物処理施設整備交付金と同額を(一財)茨城県環境保全事業団へ出捐建設費の資金調達は、茨城県環境保全事業団が国交付金や県出捐金を活用するほか、借入金等により調達予定 ・新最終処分場整備に関する広報紙や模型等の作成など住民の理解を深める取組 2 新最終処分場周辺道路整備事業【継続】 1,625,178 千円・山側道路から県道 37 号までを結ぶ新設道路の整備に係る用地測量、用地買収等の実施・県道 37 号改良(片側歩道整備、局部改良)、油縄子交差点改良に係る詳細設計、用地測量等の実施 ※振替配当により土木部で実施(公共事業)
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	



新最終処分場整備推進事業



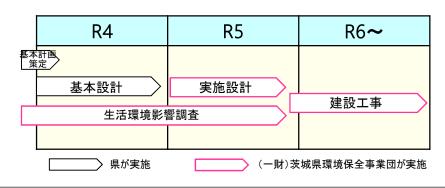
【R5当初予算額 359百万円】 (R4当初予算額 49百万円)

県民生活環境部資源循環推進課 新最終処分場整備室(029-301-3015)

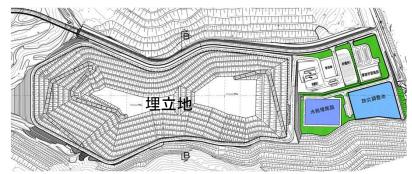
県内産業の安定した経済活動を支えていくため、地域との共生を目指した新たな産業廃棄物最終処分場整備に取り組みます。

- 1 新最終処分場の整備に対する支援(344百万円)【新規】
 - ・国交付金と同額を(一財)茨城県環境保全事業団へ出捐
- 2 新最終処分場整備に関する住民広報等(15百万円)
 - 広報紙や模型等の作成など住民の理解を深める取組

○新最終処分場整備スケジュール



〔新処分場施設配置図(R4.4月 基本計画)〕



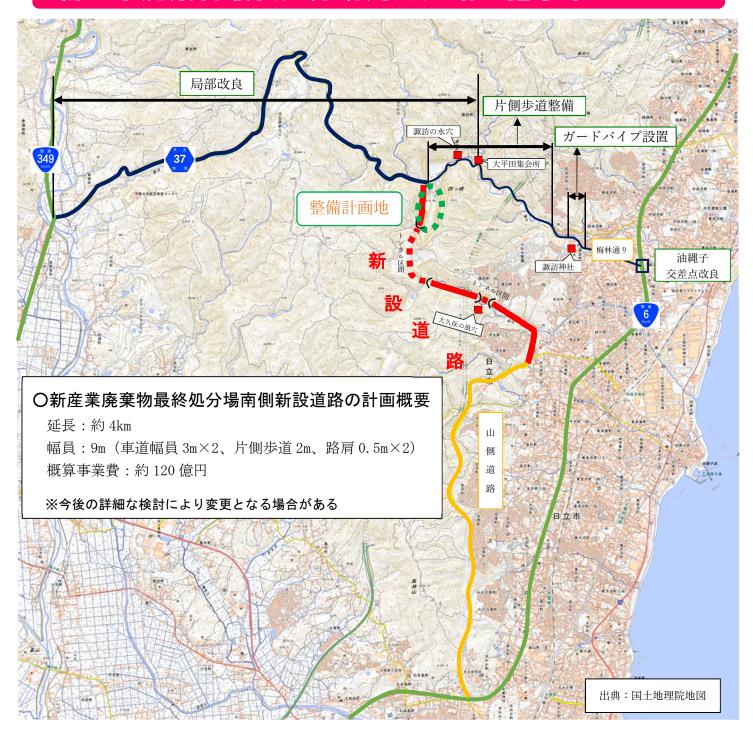
(整備計画地:日立市諏訪町地内)

◇受入対象廃棄物 1 埋立地(オープン型) 2 貯留構造物 [産業廃棄物] 燃え殻、汚泥(無機性のものに限る)、ガラスくず・ 廃棄物層の流出や崩壊を防ぎ、埋立てられた廃棄物を 搬入された廃棄物を埋立てる場所 安全に貯留させるために設置 コンクリートくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを含む)、 〇浸出水の発生を抑制するため、埋立地を2区画に 盛土構造によるアースダムを採用 鉱さい、がれき類、ばいじん 分け、下流側(北側)から埋立を開始する ○周辺環境保全のため、廃棄物を即日覆土するセル [一般廃棄物] 方式とする 地方公共団体の焼却施設から出た焼却灰等、 災害廃棄物 面積:約9.3ha 埋立容量:約240万㎡ ◇受入基準 埋立計画量:約10万㎡/年 法令より厳しい基準を採用 埋立期間:20~23年 ◇受入体制 埋立地構造: 準好気性埋立構造 機器分析の導入や展開検査場の設置など新たな 取組を実施 ◇受入計画量 15.2万トン/年 ◇建設費 約230億円<2022年4月基本計画策定時点> くかくてい 浸出水処理施設 南側区画 3 遮水工 北側区画 埋立地内の浸出水を外部へ漏出させないための設備 防災調整池 ○基準省令に基づく二重の遮水シートに加え、ベントナイト砕石、水密性 アスファルトコンクリート、GCL(ベントナイト複合遮水ライナー)による多 ■展開検査場 重の遮水構造とする ○万が一、遮水シートが破損した場合に、早期に破損筒所の特定・修復を 行うための漏水検知システムによるバックアップ機能を有する構造とす [本処分場の遮水工概念図] 4 浸出水処理施設 5 防災調整池 【表面遮水工(埋立地内)】 埋立地内から発生する浸出水を滞りなく貯留及び 埋立地の周辺で降った雨水の流出量の増大を 浄化するための施設 抑制し、鮎川の流下能力に見合った放流量を調 保護マット (浄化処理後は下水道へ放流) 整するための施設 保護マット 処理能力:400m³/日 容量:35.000㎡程度 基礎地盤 水密性アスファルトコンクリート 5cm 調整槽容量: 28,000m³程度 基礎地盤

-21-



新産業廃棄物最終処分場周辺道路整備事業について



主要事業等の概要(案)

県民生活環境部 スポーツ推進課

	県氏生活境境部 スポーツ推進課
事業名又は議案の 名 称	サイクルツーリズム推進事業
1 予算額	69,884千円
2 現況・課題	日本を代表する「ナショナルサイクルルート」として指定を 受けたつくば霞ヶ浦りんりんロードでは、利用者数が年々増加 するなど、着実に評価が高まっており、令和5年2月には、台 湾のサイクリングロードとの交流協定締結も図られたところ。 また奥久慈里山ヒルクライムルート、大洗・ひたち海浜シー サイドルートについても、地元市町村や事業所とともに協議会 を設け、誘客に取り組んでいるところ。
3 必要性・ねらい	「デスティネーションキャンペーン」及び「台湾サイクリングロードとの交流協定」を契機とした誘客促進に取り組むとともに、サイクリスト目線でのさらなる魅力の磨き上げにより、サイクルツーリズムを全県的に推進する。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	1 誘客の促進・ 台湾メディア等を招いてのモニターツアーによる誘客プロモーション・ モデルルートでのサイクリングの多様な楽しみ方を紹介する「ライドプラン」の作成
	2 受入環境の充実・ 各モデルルートの旅館・集客施設等との連携による「サイクルステーション」の拡充・ サイクリストにやさしい宿(県内66施設)の利用促進
	3 情報発信の強化・ インフルエンサーを活用した情報発信・ サイクルツーリズムポータルサイトの刷新
	4 利活用推進協議会の運営等 ・ つくば霞ヶ浦りんりんロード、奥久慈里山ヒルクライム ルート、大洗・ひたち海浜シーサイドルートの利活用推進 協議会の運営等
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	○つくば霞ヶ浦りんりんロード利用者数 R3:11万人(前年度比 +0.5万人) ○協議会の設立状況 ・つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会(平成30年7月設立) ・奥久慈里山ヒルクライムルート利活用推進協議会(令和2年1月設立) ・大洗・ひたち海浜シーサイドルート利活用推進協議会(令和2年11月設立)



サイクルツーリズム推進事業



【R5当初予算額 70百万円】 (R4当初予算額 91百万円)

県民生活環境部スポーツ推進課 サイクリングG (029-301-2735)

「デスティネーションキャンペーン」及び「台湾サイクリングロードとの交流協定」を 契機とした誘客促進に取り組むとともに、サイクリスト目線でのさらなる魅力の磨き上げ により、サイクルツーリズムを全県的に推進します。

- 1 誘客の促進(14百万円)
 - ・台湾メディア等を招いてのモニターツアーによる誘客プロモーション
 - ・モデルルートでのサイクリングの多様な楽 しみ方を紹介する「ライドプラン」の作成
- 2 受入環境の充実(13百万円)
 - ・各モデルルートの旅館・集客施設との連携 による「サイクルステーション」の拡充
 - ・サイクリストにやさしい宿(県内66施設)の 利用促進
- 3 情報発信の強化(19百万円)
 - ・インフルエンサーを活用した情報発信
 - ・サイクルツーリズムポータルサイトの刷新
- 4 利活用推進協議会の運営等(24百万円)



交流先の台湾サイクリングロード (旧草嶺環状線自行車道)



ライドプランの例「八溝山チャレンジ+大子町ライド」



条 例 (案) の 概 要

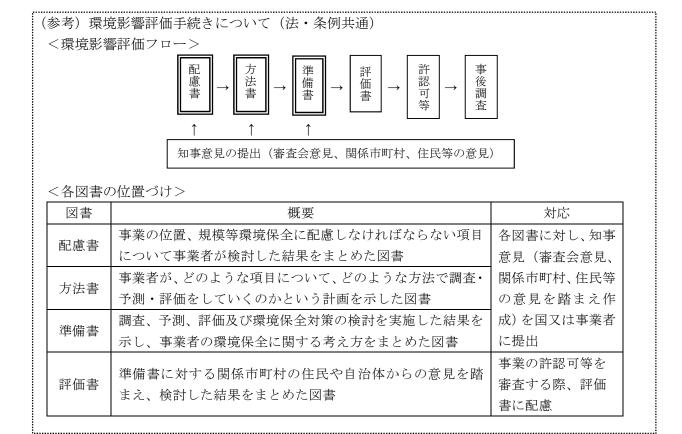
県民生活環境部 環境政策課

条例の名称	茨城県環境影響評価条例の一部を改正する条例 【一部改正】
1 制定(改正) の理由・根拠	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正
2 制定(改正) の目的	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の 改正をしようとするもの
3 背景・必要性	環境影響評価法に基づく手続きのうち、配慮書手続きについては、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、市町村の認定を受けた「地域脱炭素化促進事業」として対象事業を行う場合、特例措置として省略されることとなった。 これに伴い、法と同様に、条例の対象事業についても特例措置を受けられるよう、条例を改正する。
4 内容	条例に基づく手続きのうち、配慮書の作成に係る規定(条例の 第3章)について、市町村の認定を受けた「地域脱炭素化促進事 業」として実施される対象事業について省略する規定を新設す る。
5 効果・影響	地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネの導入が推進される。
6 施行日	令和5年4月1日
7 参考事項	

茨城県環境影響評価条例の一部改正について

1 条例の目的

茨城県環境影響評価条例(平成11年3月19日茨城県条例第7号。以下「条例」という。)は、環境影響評価の対象事業や、評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めたもの。



2 法と条例の関係

(1) 対象事業について

条例では、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)の対象外である小規模事業等*も対象として規定

- ※ ①法の対象事業(道路、鉄道、発電所などの13事業)のうち、法の対象規模未満となる小規模事業
 - ②法の対象事業に規定されていない、廃棄物処理施設設置事業(最終処分場を除く)、 下水道終末処理施設設置事業、岩石等採取事業、複合開発事業

(2) 図書に係る意見聴取について

条例で、法及び条例で規定されている図書に係る知事意見の作成に際し、環境 影響評価審査会等からの意見聴取を行うことを規定

3 改正の内容

条例に基づく手続きのうち、配慮書の作成(条例の第3章)については、市町村の認定を受けた「地域脱炭素化促進事業*」として実施される対象事業について省略する規定を新設する。

※ 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設(地域脱炭素化促進施設)として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの

(新旧対照表)

改正(案)	現行					
(適用除外等)	(適用除外等)					
第 43 条 (略)	第 43 条 (略)					
2 (略)	2 (略)					
3 第3章の規定は、地球温暖化対策の推進	(新設)					
に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)						
第 22 条の3第1項に規定する認定地域脱						
炭素化促進事業者が同条第3項第1号に						
規定する認定地域脱炭素化促進事業計画						
に従って行う同法第 22 条の2第2項第4						
号の整備(同法第 21 条第6項に規定する						
県の基準が定められた同条第5項第2号						
<u>に規定する促進区域内において行うもの</u>						
に限る。) については, 適用しない。						
(以下略)						

4 改正の理由

- (1) 環境影響評価法に基づく手続きのうち、配慮書手続きについては、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。) の改正により、市町村の認定を受けた「地域脱炭素化促進事業」として対象事業を行う場合、特例措置として省略されることとなった。
- (2) 温対法改正の趣旨を踏まえ、法と同様に、条例の対象事業についても特例措置を受けられるよう、条例を改正する。
- **5 施行日** 令和 5 年 4 月 1 日

参考

条例改正議案「新旧対照表」目次

改正条例の名称	頁
茨城県環境影響評価条例の一部を改正する条例	30

茨城県環境影響評価条例新旧対照表

改正案	現行
(適用除外等)	(適用除外等)
第 43 条 略	第 43 条 略
2 略 3 第3章の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年 法律第117号)第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促 進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業 計画に従って行う同法第22条の2第2項第4号の整備(同法第21 条第6項に規定する県の基準が定められた同条第5項第2号に規定 する促進区域内において行うものに限る。)については、適用しない。	2 略 (新設)

令和4年度県出資法人等経営評価結果について

(公財)いばらき文化振興財団・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(一財)茨城県環境保全事業団・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
鹿島共同再資源化センター(株)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•		3

令和5年3月14日県民生活環境部

番号	法 人 名 <評 価 区 所 管 課		決	算 状 況 🕯	等	総 合 的 所 見 等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
		出	基本財産	県出資額	県出資比率	237千人(前期差108千人増)、大洗水族館の入場者数は799千人(前期差154千人増)と、令和元年度までの水準までは回復していない	令和4年度の大洗水族館事業については、時間 指定のWEBチケットやナイト営業など混雑緩和 を図りながら、新種のクラゲの世界初展示や人気 漫画とのコラボイベントなどの話題づくりに努 め、開館以来3番目の早さで入館者数1,000
	(公財)いばらき文化 振興財団	資	30,000千円	30,000千円	100.0%		千人を達成したところである。 文化振興事業についても、世界最高峰のピアノコンクールであるショパン国際ピアノコンクール 優勝者の公演など、県民に質の高い文化に接する機会を提供するとともに、学校や団体などへの営業活動による利用促進に努め、年間の利用者数は
1		決	前期正味 財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産 期末残高	費の抑制に努め、効率性を高めるとともに、収益 確保にも努められたい。 大洗水族館事業については、コロナ禍において 開館20周年を契機とした大規模な記念事業を実	310千人を超える見込みである。 これらのことから、令和4年度の経常収益は令和元年度の2,465百万円を超える見通しであり、昨年度に引き続き2年連続で黒字となる見込みである。
	1	算	△131,857千円	18,554千円	1, 785, 875千円	文化振興事業については、コロナ禍における厳 しい状況の中にあっても、動画とのハイブリッド	県としては、引き続き、持続可能な経営体制が 維持できるよう、一層の収益確保に努める。
-	<概ね良好>	資	資産	負債	正味財産	型の事業を行う等積極的な展開が見られ評価したい。今後も利用者の増加につなげるために創意工夫を凝らし、県民に親しまれるセンターの運営を図るとともに、多くの県民が質の高い文化に接する機会を提供されたい。	
	生活文化課	産	2, 621, 200千円	835, 325千円	1, 785, 875千円	県所管課は、新型コロナウイルス感染症の 流行など、厳しい環境においても持続可能な 経営体制が構築できるよう、当該法人の自立 化に向けた支援に積極的に取り組まれたい。	

番号	法 人 名 <評 価 区 所 管 課		決	算 状 况	等	総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
		出	基本財産	県出資額	県出資比率	年度黒字を計上し財政基盤は安定しているもの	「エコフロンティアかさま」の最終処分場について、埋設終了時期を見据えた適切な管理運営が 図られるよう指導していくとともに、新産業廃棄
	(一財)茨城県環境	資	768, 274千円	768, 274千円	100.0%	の最終処分場の埋立てが進んでいることから、埋	物最終処分場の整備に当たっては、施設の安全性 を最優先とし、地域との調和を図りながら、県と 事業団が一体となって推進していく。
2	保全事業団	決	前期正味 財産増減額	当期正味 財産増減額	正味財産 期末残高	立終了時期を見据えた計画的な管理運営に努められたい。 また、新産業廃棄物最終処分場の整備については、令和4年4月に県が策定した「新産業廃棄物	産業廃棄物最終処分場は、循環型社会の形成に 欠かすことのできない基盤施設であることから、 今後も引き続き、適切な管理運営や安定的な経営 が図られるよう指導していく。
		算	1, 242, 364千円	950, 947千円	14, 518, 865千円	最終処分場基本計画」に基づき、地元の理解を得ながら、県と一体となって事業の推進に取り組まれたい。	が凶りれるより指导していく。
	<概ね良好>	資	資産	負債	正味財産	今後も、法人の設立目的に沿って環境保全に寄 - し、環境対策支援、廃棄物処理及び新産業廃棄 - 最終処分場整備に関する事業を推進するととも	
	資源循環推進課	産	15, 307, 754千円	788, 889千円	14, 518, 865千円	に、環境保全活動に積極的に取り組まれたい。	
		新田	資本金	県出資額	県出資比率	令和3年度は、設備故障による受入調整があったものの、廃棄物処理単価の改定等により、売上高が1,417百万円(前期差8百万円増)に増	施設の安定稼働のため、計画的な修繕の実施等 により、適正な維持管理に努めるよう指導してい くとともに、累積損失の解消に向けて、引き続き
	鹿島共同再資源化	資	3,308,000千円	500,000千円	15.1%	加し、経常利益は26百万円(前期差17百万円 増)となった。 施設の老朽化が進行していることから、適切な	受入量の安定確保及び更なる経費の縮減を図るよう指導していく。 法人の将来のあり方については、鹿島地域の一
3	センター(株)	決算	前期損益	当期損益	利益剰余金	修繕や保守管理により、故障や事故の未然防止に 努められたい。 また、鹿島地方事務組合の新ごみ処理施設が令	般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理に支障が生じないよう、当法人及び主要株主などの関係者間で 検討を進めていく。
			△1,343,450千円	2,208千円	△2, 137, 666千円	和6年4月稼働予定であることを踏まえ、累積損失の解消や経営課題の解決なども含めた法人の将来のあり方について、関係機関と連携しながら検	
	<改善措置が必要>	資	資産	負債	純資産	討を進められたい。	
	資源循環推進課	産	1,457,418千円	287, 084千円	1, 170, 334千円	県所管課は、法人の将来のあり方について、 法人及び関係機関との検討を進められたい。	

県民生活環境部 資料4

令和4年度決算特別委員会改善要望への対応状況について

令和5年3月14日県民生活環境部

令和4年度決算特別委員会改善要望への対応状況一覧

【部局名:県民生活環境部】

No.	要望項目 (担当課)	要望内容	R 5 当初予算への反映状況 ()内は一財	その他対応状況
1	豚熱を含めたイノシシ 減少状況の実態調査に ついて (環境政策課)	主要施策の成果として、イノシシ対策の成果が上がったということであり、被害額が少なくなったことは、執行部が対策を講じた結果で、喜ばしいことだが、豚熱を含めたイノシシ減少の影響があると考える。 ついては、部局横断的にしっかりと連携した	○イノシシ生息状況等調査に併せて、豚熱の影響に関する聞き取り等を実施(16 市町村程度)[参考]R4 当初: 5,000 千円(0 千円)R5 当初: 5,000 千円(0 千円)	ていく。 (参考:畜産課) ○野生イノシシの血液等検体採取 を行い、豚熱の感染個体を把握
	※農林水産部でも対応	上で、豚熱を含めたイノシシ減少状況について 実態調査を進めること。		する調査を実施 [参考] () は一財 R4 当初:8,080 千円(4,040 千円) R5 当初:8,080 千円(4,040 千円)
2	不法投棄対策と循環型社会づくりについて(廃棄物規制課)	政策の進捗状況、施策及び主要指標の評価結果の資料では、2020年度・2021年度とD判定であり、改善がされていない。 不法投棄は報告がある件数だけではなく、発見できていない場所へ不法投棄されている場合もあることから、監視体制の強化や国への法整備の改善要望も必要である。	 ○不法投棄対策費 R4 当初:113,090 千円(112,867 千円) R5 当初:112,834 千円(112,466 千円) ・監視・指導体制:不法投棄等機動調査員、監視カメラやドローン運用等 ・発見・通報体制:通報アプリ、報奨金制度の運用、ボランティア監視員等 ○残土条例施行費 R4 当初:13,394 千円(11,710 千円) R5 当初:13,354 千円(11,649 千円) ・監視指導員の雇用、立入検査等 	(参考) ○不法投棄発生件数 (件) H30 R1 R2 R3 R4* 101 120 197 171 69 *12 月末現在 (対前年△50.8%) ○残土条例の改正 R4.11.21 交付 R5. 6. 1 施行 ほかに、国に対し、重罰化・厳 罰化、土砂埋立て規制の法制度化 に関する要望活動を実施。